

最判平成47.12.14 「エチアシン誘導体事件」

主 文



アルキレン基

$H_2C=CH-$ 本件上告を棄却する。

$H_2C=CH-$ 上告費用は上告人の負担とする。

$H_2C=CH-$ 理由

C_nH_{2n}

$n=1$

CH_2

$H_2C=$
 H_2C-
($\times 4$ 基)

上告代理人長井亞歎山（名義）、同野口良光、同雨宮正彦の上告理由について

- 原判決が本件の具体的な事実関係のもとにおいて上告人の求める本件の訂正が許されないとした理由は、次のとおりである。

1 本件特許発明において、特許請求の範囲の項に示され式（化学式は末尾添付）
中の「甲は分枝を有するアルキレン基」との部分は、本件特許発明の構成に欠くこと
ができる事項の一に属するところ、「甲は分枝を有するアルキレン基」なる記載を「甲は分枝を有することあるアルキレン基」と訂正することは、前者に「分枝を有しないアルキレン基」を付加し、それだけ前者（本件特許発明の構成に欠くこと
ができる事項の一）、ひいては特許請求の範囲を拡張することになる。

2 本件特許発明において、その特許請求の範囲の項中の「甲は分枝を有するアルキレン基」なる記載が、当業者であればそのままで「甲は分枝を有することあるアルキレン基」と解される、という事実も認められない。かえつて、「甲は分枝を有するアルキレン基」としても、発明所期の目的効果を奏しえないものではなく、
ただ、「甲は分枝を有しないアルキレン基」としたときに、よりよい効果を収めうるにすぎないことからしても、「甲は分枝を有するアルキレン基」を「甲は分枝を有することあるアルキレン基」と解する以外にないとの見解を採りえないことが明らかである。



3 「甲は分枝を有しないアルキレン基」とした方がよりよい効果を奏するものとすれば、訂正によりそれを本件特許発明の権利範囲に持ち込むことは、それだけ、後に至つて第三者の利益についてたやすく保護を薄くし、他方、誤記等の端緒ない

し原因を作り責めを負うべき特許権者を保護することになり、右両者間の利害の権衡を図ろうとする特許法一二六条二項の趣旨にも副わない結果を生ずる。

二 原判決が本件において誤記の訂正が許されないとした理由は、右のとおりであるが、原判決は、右の説示に先だって、特許法（以下単に法という）一二六条二項の趣旨につき一般的に言及するところがあり、論旨は、主として、右の一般的説示についての論難であるので、以下、上告理由の記載の順序に従つて判断することとする。

1 上告理由一ないし三について

論旨はまず、原判決が、法一二六条二項は訂正前と訂正後とで特許権の効力の及ぶ限界に差異を生ずることを許さない趣旨であるとした点を捉えて、原判決の解釈によれば、同条一項一号の規定はまったく無意味に帰する、と非難する。

按するに、同条一項一号は、特許請求の範囲の減縮を目的とする明細書の訂正を可能とするが、特許請求の範囲の減縮は当然に特許権の効力範囲の変動を齎すものであるから、一般に、同条二項の趣旨が訂正前と訂正後とで特許権の効力の及ぶ限界に差異を生ずることを許さない点にある、とした原判決の説示を文字どおりに読むと、同条一項一号が無意味となることは、所論のとおりである。しかし、本件は誤記の訂正（同項二号）に関する事案であつて、右の説示も、実は本件の事案に即してなされたものであることを窺うに難くなく、したがつて、原判決の当否は、必ずしも、右の一般的に立言された説示自体の当否によって決せられるものではない。

論旨は、法一二六条二項の解釈にあたり、そこにいう「実質」とこれに対するものとしての「形式」との各領域を想定して、訂正の結果変動を生じうる事項として考えられる（イ）特許請求の範囲の記載自体、（ロ）その記載から帰結される特許権の効力範囲、（ハ）発明の内容・思想の同一性の三者につき、そのいずれを「形式」の領域に属せしめ、また、そのいずれを「実質」の領域に属せしめるかによつ

て、訂正の許否を決すべきものとし、右三者のうち、(イ) が形式、(ハ) が実質の領域に属することはまず疑いを容れず、(ロ)については、同条一項は、特許請求の範囲の減縮（特許請求の範囲の記載から帰結される特許権の効力範囲の変動）を訂正可能なもの、すなわち「形式」の領域に属するものとして、まさに同条二項の「実質上」の変更と対置している旨を主張する。

しかしながら、右にいう実質と形式とはたしかに対立する概念であるが、同条二項の解釈問題における両者の関係は、一方に属するものは他方に属しないというように、截然と相互に無関係に区分されうるものではなく、特許請求の範囲を実質的に拡張または変更するものでないかぎり、これを形式的に拡張または変更することも許されるという意味での、相関関係にあることが明らかである。そして、特許請求の範囲の減縮を目的とする場合においても、法は、これをつねに訂正可能とするのではなく、「実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない」という制限のもとにおいてのみその訂正を許容するのである。したがつて、同条一号の規定を根拠として、特許権の効力範囲の変動が齎される場合であつてもつねに訂正が許されるべきである、とする論旨の理由のないことが明らかである。

2 上告理由四、五について

論旨は、実質上特許請求の範囲を拡張または変更するものであるか否かの判断は、特許請求の範囲の項にとどまらず明細書全体の記載を基準とし、あるいはその記載事項から認定されうる発明の基本的思想の同一性を基準としてなされるべきである、と主張する。

しかしながら、法は、特許出願に際し願書に添附すべき明細書の「特許請求の範囲には、発明の詳細な説明に記載した発明の構成に欠くことができない事項のみを記載しなければならない」（三六条五項）ものとし、また、「特許発明の技術的範

囲は、願書に添附した明細書の特許請求の範囲の記載に基いて定めなければならぬ
い】^(七〇条)ものとするのであって、明細書中において特許請求の範囲の項の古
める重要なは、とうてい発明の詳細な説明の項または図面等と同一に論ずることは
できない。すなわち、特許請求の範囲は、ほんらい明細書において、対世的な絶対
権たる特許権の効力範囲を明確にするものであるからこそ、前記のように、特許發
明の技術的範囲を確定するための基準とされるのであって、法一二六条二項にいう
「実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するもの」であるか否かの判断は、も
とより、明細書中の特許請求の範囲の項の記載を基準としてなされるべく、所論の
ように、明細書全体の記載を基準としてなされるべきものとする見解は、とうてい
採用し難いのである。また、発明の基本的思想の同一性が失われる場合に、これが
特許請求の範囲の実質上の変更にあたるとして訂正の許されえないことは勿論であ
るが、同条二項にいう実質上の拡張または変更にあたる場合を、ひとりこれにとど
まるものということはできないのである。

訂正の逆及効

三 おもうに、訂正の審判が確定したときは、訂正の効果は出願の当初に遡って
生じ（法一二八条）、しかも、訂正された明細書または図面に基づく特許権の効力
は、当業者その他不特定多数の一般第三者に及ぶものであるから、訂正の許否の判
断はとくに慎重でなければならないのが当然である。

原審の確定事実に照らして本件を観るのに、上告人が訂正を求める「甲は分枝を
有するアルキレン基」との記載は、特許請求の範囲の項中の本件特許発明の構成に
~~を特定する~~
~~ために必要な~~欠くことができない事項の一に属するものであつて、これが「甲は分枝を有するこ
とあるアルキレン基」の誤記であることは当事者間において争いのないところであ
るとはいえ、本件における特許請求の範囲の項に示された式（化学式は末尾添付）
中の「甲は分枝を有するアルキレン基」とする記載は、それ自体きわめて明瞭で、
明細書中の他の項の記載等を参照しなければ理解しえない性質のものではなく、ま

た、それが誤記であるにもかかわらず、「甲は分枝を有するアルキレン基」という記載のままでも発明所期の目的効果が失われるわけではなく、当業者であれば何よりもその誤記であることに気付いて、「甲は分枝を有することあるアルキレン基」の趣旨に理解するのが当然であるとはいえないというのである。これによると、前記の「甲は分枝を有するアルキレン基」との記載は、上告人の立場からすれば誤記であることが明かであるとしても、一般第三者との関係からすれば、とうていこれを同一に論ずることができず、けつきよく、本件特許発明の詳細な説明の項中にその趣旨を表示された「甲は分枝を有するアルキレン基」と「甲は分枝を有しないアルキレン基」との両者のうち、前者のみを記載したのが本件特許請求の範囲にほかならないのである。

以上説示するところによれば、本件の場合、特許請求の範囲の「甲は分枝を有するアルキレン基」との記載を「甲は分枝を有することあるアルキレン基」と訂正することは、形式上特許請求の範囲を拡張するものであることは勿論、本件明細書中に記載された特許請求の範囲の表示を信頼する一般第三者の利益を害することになるものであつて、実質上特許請求の範囲を拡張するものというべく、法一二六条二項の許容しないところといわなければならない。したがつて、これと結論を同じくする原判決は相当であつて、論旨はすべて理由がない。

よつて、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

| | | | |
|-----|---|---|-----|
| 裁判官 | 大 | 隅 | 健一郎 |
| 裁判官 | 藤 | 林 | 益三 |
| 裁判官 | 下 | 田 | 武三 |
| 裁判官 | 岸 | | 盛一 |

裁判長裁判官岩田誠は退官につき署名捺印することができない。

裁判官 大 陽 健一郎

特126条6項の
「審査上抗議・変更」に
該当するか?

特126条1項各号は、

1号：特許請求の範囲の減縮

2号：誤記又は誤認の訂正

3号：明り切れない記載の消去

4号：引用関係の解消

とか、いふ。

テープコード

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

1号、具体例

減縮 { 金屬 → 銀
 (上位概念) (既定的減縮)
 (えんしゅく) 直列的付加
 (えんしゅく) → 薄いしごみ付き
 えんしゅく

2号、具体例

(誤記の訂正)

{ コイケレバネ → コイルバネ
 弾性体 → 弹性体

3号、具体例

(明15)27小記載の範用)

PBPクレム → 制造クレム
 (プロダクトに付属する)
 (工程工、工、及ハ工を統合)
 (123種子 物質X)

(工程工、工及ハ工を
 スル物質Xを生産)
 (方法)

原則化2、36年6月2号
 違反とす (49条4号、113条4項、
 123条1項4号)。

テープコード

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

4号の具体例

{ cl1: A から \rightarrow X (独立項)
 { cl2: 先端に B を付加した
 これを特徴とする 請求項
 に記載の X (従属項)

↓ ③T正

cl1: 29年11月3日 の無許可
 由(123条1項2号) があるべく(とて前
 令公布刊行物 M は A の下に概要 cl1
 から \rightarrow X が記載するべし。
 (126①I)

{ cl1: A から \rightarrow X (126①I)
 { cl2: 先端に B を付加したこ
 と特徴とする A から \rightarrow X
 (126①IV)

従属項 → 独立項
 (書き下)

テープコード

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

最高判決47.12.14「あら川菓子の製造方法事件」

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人海谷利宏、同河野克己、同渡辺徳広の上告理由について。

一 原判決が本件の具体的な事実関係のもとにおいて上告人らの求める本件の訂正が許されないとした理由は、次のとおりである。

1 本件明細書の特許請求の範囲の項に記載された第一工程中の餅生地の冷蔵温度は、本件特許発明の構成に欠くことができない事項の一である。

2 特許請求の範囲の項その他に記載された右の冷蔵温度「3乃至5° F」をC(摂氏温度)に換算すると、ほぼマイナス一六・一度乃至マイナス一五・一度Cに相当し、「3乃至5° C」とのあいだに著しい差が存するのであって、この温度差はその後の工程を経た焼成品に著しい差異を及ぼすものである。

3 右の第一工程における冷蔵温度は、本件明細書の全文(すなわち、発明の詳細なる説明、特許請求の範囲の各項)を通じて、一貫して「3乃至5° F」と記載されている。

4 上告人の指摘にかかる個所その他明細書の全文等を参照しても、本件特許発明の目的およびこれを達成するにつき上告人ら所望の温度を必要とする理由なし理論を窺知しうるにとどまり、これによつて、明細書訂正の前後を通じ、当業者が容易に前記温度上の差異を無視しうるものとは、とうてい解し難い。

二 原判決が本件において誤記の訂正が許されないとした理由は、右のとおりであるが、原判決は、右の説示に先だって、特許法(以下単に法という)一二六条二六項の趣旨につき一般的に言及するところがあり、論旨は、主として、右の一般的説示についての論難があるので、まずこの点について検討することとする。

論旨は、原判決が、法七〇条および一二八条を論拠として、法一二六条二項は、
誤記の訂正についても一定の制限を設けて、表示を信頼する第三者の立場を保護する趣旨のものであり、したがつて、明細書の特許請求の範囲の項に記載された当該
~~を特定するためには必要と認められ~~
発明の構成に欠くことができない事項について、その内容、ことに範囲・性質等を
拡張または変更するような訂正是許されないとした判示を非難し、特許発明の範囲
はその特許明細書によつてこれを定めるべく、特許明細書を解釈判断するにあたつ
ては、その記載した特許請求の範囲等の字句に拘泥することなく、発明の性質およ
び目的または発明の詳細な説明等と相待つて新規な考案の旨意を明らかにし、もつ
て特許権の範囲を定めるべきものである（大判大正一一年一二月四日民集一巻六九
七頁等参照）にもかかわらず、原判決が、本件明細書の全文を通じて実質的に解釈
することなく、単に「3乃至5° F」を「3乃至5° C」と訂正することは、特許
請求の範囲に記載された本件特許発明の構成に欠くことができない事項の一の変更
であるから許されないと形式的に判断したのは違法である、と主張する。

しかしながら、法は、特許出願に際し、願書に添附すべき明細書の「特許請求の
範囲には、発明の詳細な説明に記載した発明の構成に欠くことができない事項のみ
を記載しなければならない」（三六条五項）ものとし、また、「特許発明の技術的
範囲は、願書に添附した明細書の特許請求の範囲の記載に基いて定めなければなら
ない」（七〇条）ものとするのであって、明細書中において特許請求の範囲の項の
占める重要性は、とうてい発明の詳細な説明の項または図面等と同一に論ずること
はできない。すなわち、特許請求の範囲は、ほんらい明細書において、対世的な絶
対権たる特許権の効力範囲を明確にするものであるからこそ、前記のように特許發
明の技術的範囲を確定するための基準とされるのであって、法一二六条二項にいう
「実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するもの」であるか否かの判断は、も
とより、明細書中の特許請求の範囲の項の記載を基準としてなされるべきであり、

を特許するためには
本件訂正の許否につき、原判決が特許請求の範囲に表示された発明の構成に欠くこと
ができない事項を重視したことは、もとより相当といわなければならない。論旨
引用の判例は本件に適切でない。

三 おもうに、訂正の審判が確定したときは、訂正の効果は出願の当初に遡って
生じ（法一二八条）、しかも訂正された明細書または図面に基づく特許権の効力は、
当業者その他不特定多数の一般第三者に及ぶものであるから、訂正の許否の判断は
とくに慎重でなければならないのが当然である。

原審の確定事実に照らして本件を観るのに、上告人らが訂正を求める「3乃至5
° F」の記載は、特許請求の範囲における発明の構成に欠くことができない事項の一であつて、その記載が「3乃至5° C」の誤記であることは被上告人の争わない
ところであるとはいへ、本件における特許請求の範囲の項に示された第一工程中の
餅生地の冷蔵温度を「3乃至5° F」とする記載は、それ自体きわめて明瞭で、明
細書中の他の項の記載等を参照しなければ理解しえない性質のものではなく、しか
も、「3乃至5° F」と「3乃至5° C」との差は顕著で、その温度差はその後の
工程を経た焼成品に著しい差異を及ぼすものであるにもかかわらず、明細書の全文
を通じ一貫して「3乃至5° F」と記載されており、当業者であれば容易にその誤
記であることに気付いて、「3乃至5° C」の趣旨に理解するのが当然であるとはい
えないというのである。これによると、前記の「3乃至5° F」の記載は、上告
人の立場からすれば誤記であることが明らかであるとしても、一般第三者との関
係からすれば、とうていこれを同一に論ずることができず、けつきよく、右記載ど
おり「3乃至5° F」として表示されたのが本件特許請求の範囲にほかならないと
いわざるをえないのである。

以上説示するところによれば、本件の場合も特許請求の範囲の「3乃至5° F」
の記載を「3乃至5° C」と訂正することは、本件明細書中に記載された特許請求

の範囲の表示を信頼する一般第三者の利益を害することになるものであつて、実質上特許請求の範囲を変更するものというべく、法一二六条二項の規定により許されないところといわなければならない。したがつて、これと同趣旨に出た原判決は相當であつて、論旨はすべて理由がない。

よつて、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

| | | | |
|--------|---|---|-----|
| 裁判長裁判官 | 岸 | 盛 | 一 |
| 裁判官 | 大 | 隅 | 健一郎 |
| 裁判官 | 藤 | 林 | 益三 |
| 裁判官 | 下 | 田 | 武三 |

裁判官岩田誠は退官につき署名捺印することができない。

| | | | |
|--------|---|---|---|
| 裁判長裁判官 | 岸 | 盛 | 一 |
|--------|---|---|---|